

『手数料算出例』

▶ (例) 申請建物概要

- 建物用途：一戸建て住宅
- 延べ面積：140 m²
- 階数：2階建て
- 法区分：建築基準法第6条第2号（新2号建築物）
- 省エネ：低炭素建築物認定にて基準適合を確認

▶ 上記申請建物の場合における確認申請手数料

$$\begin{array}{rcl} \text{(確認審査料)} & & \text{(確認申請加算額)} \\ 27,000 \text{ 円} & + & 0 \text{ 円} \\ \hline & = & 27,000 \text{ 円} \end{array}$$

《注意!!》

上記手数料とは別に、低炭素建築物認定申請等の際に、「低炭素建築物新築等計画の認定の申請手数料」等が必要となります。

建築確認申請、中間検査、完了検査手数料(令和7年4月1日～)

表 1

建築物		(単位: 円)							
区分 (単位: m ²)	確認審査(※1)	中間検査 (※2)	完了検査		確認審査に加算				
			中間検査あり	中間検査なし (※1)	ルート2審査 加算額	省エネ仕様基準 加算額(一戸建 住宅)	省エネ仕様基準 加算額(共同住 宅・長屋等)		
30㎡以内	6,000	14,000	13,000	12,000	140,000	A<200㎡ ¥14,000	A<300㎡ ¥30,000		
	10,000			16,000					
30㎡超え 100㎡以内	10,000	18,000	19,000	14,000				200㎡≦A< 2000㎡ ¥53,000	
	16,000			20,000					
100㎡超え 200㎡以内	16,000	24,000	26,000	20,000					200㎡≦A< 5000㎡ ¥97,000
	27,000			26,000					
200㎡超え 500㎡以内	27,000	32,000	37,000	26,000					5000㎡≦A ¥150,000
	51,000			38,000					
500㎡超え 1,000㎡以内	43,000	51,000	63,000	44,000					
	68,000			65,000					
1,000㎡超え 2,000㎡以内	100,000	72,000	89,000	93,000	200㎡≦A ¥15,000				
	210,000			150,000	170,000	180,000	230,000		
2,000㎡超え 10,000㎡以内	360,000	250,000	280,000	290,000	300,000				
	50,000㎡超え			630,000	520,000	560,000	580,000	580,000	
(※1) 上段(黄色の網掛け): 法第6条の4第1項、法第7条の5 該当建築物 (建築士の設計・監理建築物、認定型式住宅等) 下段: 上記以外									
(※2) 中間検査が必要な建築物 1 RC造またはSRC造で、3階建て以上の共同住宅 2 S造、RC造またはSRC造で、3階建て以上、かつ延べ面積500㎡を超える建築物									
※手数料の算定方法									
(1)新築		申請建築物の床面積に係る面積区分欄							
(2)計画変更		「増加部分の床面積+変更部分の床面積の1/2」により算出した面積区分欄							
(3)移転、用途変更、大規模な修繕、大規模な模様替え		「申請部分の床面積の1/2」により算出した面積区分欄							

建築設備 (単位: 円)

区分 (1件につき)	確認審査	計画変更 確認審査	完了検査
小荷物用昇降機	8,000	5,000	11,000
上記以外 (エレベーター等)	12,000	8,000	18,000

工作物 (単位: 円)

区分 (1件につき)	確認審査	計画変更 確認審査	完了検査
工作物	12,000	7,000	13,000

その他の手数料 (単位: 円)

証明内容	手数料
建築確認申請訂正証明	1件につき 500
建築確認証明	1件につき 500
建築主変更証明	1件につき 500
住宅用家屋証明	1件につき 1,300
その他の証明	1件につき 500